

「賛助会員規則」

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本流通自主管理協会（以下「当法人」という。）の定款第6条に基づき、協会定款に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 賛助会員のうち、取引プラットフォーム事業者とは、古物商に限らず、広く一般を対象に、オンラインで商品の売買、オークション等の場を提供する事業者をいう。

第3条 賛助会員のうち、市場事業者とは、古物商同士が古物を売買する場を提供することを事業とするものをいう。

(基準)

第4条 賛助会員は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本法人の目的に賛同し、協会活動に協力するものであること。
- (2) 賛助会員として入会するにあたり、理事会が定める別途規則がある場合、その内容に従うことを誓約できること

(入社)

第5条 賛助会員となるためには当法人所定の様式による申込を行うものとする。

- 2 賛助会員となるためには、理事会による審議を経て入社を承認されなくてはならない。
- 3 賛助会員となるためには、次条で定める会費を納入しなくてはならない。

(会費)

第6条 賛助会員は、理事会の決議により定めた会費金額を納入しなければならない。

- 2 既納付の会費、その他の拠出金品については、その理由のいかんを問わず、これを返還しない。
- 3 理事会は、協会活動への協力度が高いと判断した賛助会員については、当該年度の会費を免除することができる。

(退社)

第7条 賛助会員は、いつでも退社する事ができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、あらかじめ退社の予告をするものとする。

- 2 前項の場合のほか、賛助会員は次に掲げる事由により退社する。
 - (1) 総社員の同意
 - (2) 法人・団体の解散、自然人の死亡
 - (3) 除名
 - (4) 会費請求書の納付期限までに会費の納入がなされず、督促後なお3ヶ月以上会費の納入がなされない場合

(除名)

第8条 賛助会員が当法人の名誉を毀損し、若しくは賛助会員の目的に反するような行為をしたとき、または賛助会員としての義務に違反したときは、理事会はその決議をもって当該賛助会員を除名することができる。

(便益)

第9条 賛助会員は以下のような便益を得ることが出来る。

- (1) 懇親会への参加
- (2) 理事会が承認した情報の受領
- (3) 理事会が承認したセミナー等への参加
- (4) 協会HPの賛助会員リストへの掲載

(制限)

第10条 賛助会員は、本法人から知りえた情報を、協会事業を行うこと以外に使用する場合は、本法人からの事前の書面による承諾を得るものとする。

- 2 賛助会員は議決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。
- 3 賛助会員は、協会会員である旨の表示・表現を行う場合は、事前に協会事務局と相談し、その指導に従うものとする。

第11条 この規則は、必要に応じて理事会の承認を得て変更することが出来る。

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事会が別途定める。

以上

平成 22 年 4 月 23 日制定
令和 4 年 1 月 20 日改訂
(2 条、3 条追加)